

障害基礎年金

業務支援ツールの使い方

障害基礎年金 お手続きガイド

窓口におけるご確認事項

- ☒ 申請に必要な手続き書類の特定
 - ☒ しょうがいきそねんきんしほきゅう なが 障害基礎年金受給までの流れ
 - ☒ はじめてご相談される方へのご質問
 - ☒ 年金を受け取るための3つの要件
 - ☒ いつから？
 - ☒ ねんきんがく 年金額はいくら？
- ☒ 必要書類リスト

ご自身でのご準備事項 (または、手続きをされる方)

- ☒ せいきゅうしょうい じゅんぴ 請求書類のご準備

窓口で請求書類のご提出

- ☒ てつづ ひつよう ようけん かくにん 手続きに必要な要件などのご確認
- ☒ せいきゅうしょうい ていしよつ じゅうようじこう かくにん 請求書類のご提出と重要事項のご確認
- ☒ せつめいじこう かくにん 説明事項のご確認

→ につぽん ねんきんきこう ていしよつ 日本年金機構に提出

ナビゲーター
永年美結



障害基礎年金

相談シート

お手続きの完了について

ハンドブック

[illegible][illegible]

Handbook | Disability Basic Pension

平成27年度版

障害基礎年金

お手続きガイド（表紙）

お手続きカード（表紙）

個別のカード

しょうがいきそねんきん
障害基礎年金
お手続きガイド

窓口におけるご確認事項

☒ 申請に必要な手続き書類の特定

しょうがいきそねんきんしょうが
障害基礎年金受給までの流れ

☒ はじめてご相談される方へのご質問

☒ 年金を受け取るための3つの要件

☒ いつから？

☒ 年金額はいくら？

必要書類リスト

ご自身でのご準備事項

（または、手続きをされる方）

☒ 請求書類のご準備

窓口で請求書類のご提出

☒ 手続きに必要な要件などのご確認

しょうがいきそねんきんしょうが
請求書類のご提出と重要事項のご確認

説明事項にご確認

日本年金機構へ提出

平成27年度版 20150401：A6-01-1

障害基礎年金
お手続きカード

☒ 手続きに必要な要件などのご確認

障害基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

はじめてご相談される方へのご質問

お手続きカードNo. 1,3,4,5

年金を受け取るための3つの要件

お手続きカードNo. 2,3,4,5,6

☒ 年金の支給が決定された場合の受取り内容のご確認

障害基礎年金の受取り開始時期や年金額、初診日が20歳前の方向けの障害を ご確認いただきます。

いつから？

お手続きカードNo. 7,8,9,10

年金額はいくら？

お手続きカードNo. 13,14

☒ 請求書類のご準備

請求書の記載方法や請求の原の必要書類をご確認いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

必要書類リスト

お手続きカード

請求書記入票

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認

お手続きカードNo. 16,17

平成27年度版 20150401：A6-01-3

No.1-1 はじめてご相談される方へ

☒ 障害基礎年金受給までの流れ

発病

初診日

障害認定日

請求

受給開始

1年6か月

3か月経過

市町村窓口

日本年金機構

障害等級の審査

障害-No.3

障害-No.4

障害-No.16

■ 初診日とは？

障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番最初に医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。

障害-No.3

■ 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のこと。その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（療養が固定した場合）はその日をいいます。

障害-No.4

■ 国民年金の障害等級とは？

障害の程度が重い方から1級および2級があり、障害の状態は障害等級表に定められています。障害者手帳の等級とは異なります。

障害-No.5

平成27年度版 20150401：A6-01-5

お手続きガイド

はじめてご相談 される方へのご質問

窓口相談対応票（相談記録）

相談シート（チェック票）

1. どなたのご相談でしょうか。

2. その方のどのようなご用件でしょうか。

3. その傷病（しょうびょう 具体的名称）に気づかれた経緯を教えてください。（くたいてきせいのめいしょう） き けいらい おし

4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは
病 院の(時期) でよろしいでしょうか。

5. いまかかっている医療機関を教えてください。

※ 審査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村よりご本人や医療機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。

20150401 : A6-02-1

窓口相談対応票（本人情報）

1. 請求者情報

基礎年金 番号				-													配偶者	あり・なし
フリガナ お名前																	生年月日	年　月　日
ご住所	〒																電話番号	

2. 初診日、障害認定日、請求事由

[illegible]

裏面に続く

20150401 : A6-03-1

窓口相談対応票（相談記録）

(相談回数) _____ 年 月 日

相談者: _____ 窓口対応者: _____ 確認者: _____

1. 訪問者情報

フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	
本人との 関係		本人確認	

2. 必要書類関係

初日	
確定資料	
	訪談書（ 姓、姓略、親戚、隣村、学同窓、同郷親、同族親、同好者、その他 ） 各 訪談者氏名と住所、訪談日時等証明資料を添付できない理由書、 関係民衆氏名と住所
交付した資料	（ 子の資料用 ） 子の訪談書に添える資料用、 生計に関する申請書（ 写真 ）
資料	第三者行為の事実状況、請求事項の届出、申請日に関する第三者の申請書 年金請求書の申請書、年金支払請求の届出に関する申請書 年金請求書、年金手帳等 被養金（ 年金 ） 通帳、任意口座カード、口座振替 必要な資料 訪談者氏名と住所、請求事項の保護保証手帳、養育手帳 所得証明書（ 年度 ） 、 共同加入人間保険証通知書、住民票簿、事項証明 （ 子の資料用 ） 住民票、 所得証明書（ 年度 ） 、 年金手帳（ 年度 ） 、 在学証明書（ 学歴 ） 、 訪談書（ 年度 ） 、 児童扶養手当証書（ 年度 ）

20150401 : A6-04-1

障害基礎年金 相談シート (チェック表)

1. 初診日の確認をしまった。

[illegible]

2. 保険料納付要件の確認をしました。(年金事務所回答：国答者) 確認日 / /

○ 20歳前後者に該当しますか。	☐ はい ☒ いいえ
○ 初回の日曜までに納付・発券のうえとしています。	☐ はい ☒ いいえ
○ 初回の入場までの前々月までの前年1年間に入場した回数が多いです。(15歳未満は半額)	☒ 多い ☐ 少ない
○ 平日の12時～15時までの入場が、前年10月～前年11月の週末月(土・日・月・火)の前月で利用しました。	☒ はい ☐ いいえ
○ 初回は1年以内以前3回連続があるが、その確認をしましたが、	☐ はい ☒ いいえ
○ 初回の入場までの前々月までの前年10月～前年11月の2以上が、前年11月は利用期間で納付されています。	☐ はい ☒ いいえ
○ 老若男女を念頭に17歳以下と請求されています。	☐ はい ☒ いいえ

20150401 : A6-05-1

障害基礎年金

説明事項のご確認

【国民年金】障害基礎年金 説明事項のご確認

● 初診日（初めて医師の診察を受けた日）

チェックボックス	説明事項
☐	年金の請求に必要な初診日の前日における納付要件（3分の2、1年）等を確認しました。
☐	手続きにあたっては、病歴等の審査の過程で、申出のあった「初診日」が変更になる可能性があります。（それに伴い、納付の要件や障害認定日が変わってくる場合があります。）

● 障害認定日（初めて医師の診察を受けてから1年6か月を経過した日、または 症状が固定した日）

チェックボックス	説明事項
☐	初診日から1年6か月を経過しています。
☐	初診日から1年6か月以内で、症状が固定していると判断されています。
☐	症状が固定しているかどうかは、診断書等をもとに審査の結果、症状が固定していないと判断される場合があります。

● 障害の程度（請求方法）

チェックボックス	説明事項
☐	障害の程度は、日本年金機構の審査の結果により、障害に該当しない場合があります。
☐	障害認定日に軽かった障害が、その後重くなったこと（未済で請求）があります。（受取りは請求した月の翌月分から対象になります。）
☐	障害認定日に軽かった障害に新たな障害が加わり、6の障害に該当することによる請求方法があります。（受取りは請求した月の翌月分から対象になります。）

裏面に続く

20150401 : A6-06-1

「説明事項のご確認」の裏面

● 年金額の改定（年金額の変更）

チェックボックス	説明事項
☐	障害給付を受けている障害が重くなったことにより、障害等級の変更を請求できる場合があります。（65歳を過ぎると請求できない場合があります。）
☐	障害の程度が軽減して、障害等級に該当しなくなると年金の支給が停止されます。

● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェックボックス	説明事項
☐	障害基礎年金を選択した場合、労災の障害給付が調整になります。
☐	受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。

上記について説明を受けました。

平成〇〇年〇月〇日

氏名

20150401 : A6-06-2

氏名

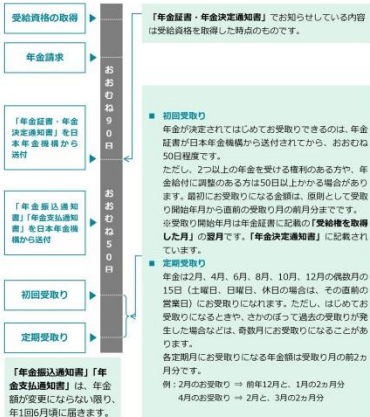
20150401 : A6-06-2

お手続きの完了について

障害基礎年金のお手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



審査の結果、不支給又は却下となる可能性もあります。

その際、診断書費用は、お返しできません。

裏面に続く

20150401 : A6-07-1

お手続きの完了について 裏面

2. おわりに

審査にあたっての留意事項についてご説明します。

ご提出いただきました障害基礎年金の請求書につきまして、内容審査を進めさせていただきます。

審査の過程で請求者の方にお尋ねすることがあります。その場合、後日ご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

また、診断書を作成していただいた医療機関の先生にお尋ねしたり、内容確認をお願いしたりすることがあります。日本年金機構から直接医療機関へ連絡のうえ確認するか、請求者の意向により。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんダイヤ
0570-05
050で始まる
03-6700

受付時間：月曜
金曜 第2
期

※月曜日が祝日の
ときは振替金
※祝日（第2土曜）
はできません。

障害基礎年金

必要書類リスト

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金請求書（国民年金障害基礎年金）	・当窓口 ・日本年金機構
☐	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
☐	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認	・振込を希望する金融機関
☐	戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書） ※請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・当窓口 ・市役所出張所
☐	医師または歯科医師の診断書（ ）枚 ※所定の様式あり ※障害認定日より3か月以内の期間のもの ※障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、最近の診断書（年金請求日前3か月以内の期間のもの）も併せて必要となります (1. 肩 2. 腰 3. 股 4. 腕 5. 呼吸器 6. 聴覚 7. 視覚 8. その他) ※20歳前に初診日がある場合は前後3か月以内の診断書が必要となります	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください
☐	受診状況等証明書 ※診断書作成医療機関と初診時の医療機関が異なる場合に提出 受診状況等証明書が添付できない立席者 ※受診状況等証明書を提出できない場合のみ、初診日の確認ができる参考資料（写）を添付して提出	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください
☐	病歴・就労状況等申立書	[] 当窓口 [] 市役所出張所

裏面に続く
20150401：A6-08-3

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

2. 18歳到達年度末までのお子様がいる場合

(20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む)

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	戸籍の抄本（戸籍の全部事項証明書）	・[] 当窓口 ・[] 市役所出張所
☐	世帯全員の住民票 ※できるだけ住民票コードの記載があるもの	・[] 当窓口 ・[] 市役所出張所
☐	子の収入が確認できる書類（所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票） ※平成 [] 年1月～12月の所得に関するもの ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合 ※生計維持期間が確認のため ※義務教育終了前は不要 ※高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等	・[] 当窓口 ・[] 市役所出張所 ・事業主 ※平成 [] 年1月1日に住民票を移した市役所併付で発行
☐	医師または歯科医師の診断書 ※20歳未満で障害の状態にあるお子様がいる方が必要となります ※20歳前に初診日がある場合は前後3か月以内の診断書が必要となります。	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください
☐		

20150401：A6-08-4

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

3. 障害の原因が第三者行為の場合

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	第三者行為事故状況照 ※所定の様式あり	・[] 当窓口 ・[] 市役所出張所
☐	交通事故証明または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど	・自動車安全運転センター
☐	確認書 ※所定の様式あり	・[] 当窓口 ・[] 市役所出張所
☐	被害者に補扶義務者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等	—
☐	損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等が添付されるもの	—
☐		

裏面に続く
20150401：A6-08-5

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

4. その他

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	委任状 ※請求者本人が署名押印したもの	・当窓口 ・日本年金機構中
☐	窓口に封緘になる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	—
☐	印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要	—
☐	請求事由確認書 ※障害認定日から1年以上経って、障害認定日による請求または事後重症による請求をする場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	初診日に関する第三者の申立書 ※初診日が確認できる書類が添付できない場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	請求者本人の所得証明書 ※20歳前初診日の場合	・[] 当窓口 ・[] 市役所出張所
☐	年金受給選択申立書 ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	年金請求決定書の届戻しに関する申立書 ※受給権喪失日の翌日から5年経過した場合に提出	・当窓口 ・年金事務所
☐		
☐		

※請求しても年金に該当しない場合がございます。
その場合の診断書作成費用等はなお差し支えありません。ご了承ください。

問合せ先
○市役所 年金事務所
所在地 ○市役所
電話番号 ○市役所
FAX番号 ○市役所

20150401：A6-08-6

お手続きガイド（表紙）

しょうがいきそねんきん
障害基礎年金
お手続きガイド

窓口における確認事項

☒ 申請に必要な手続き書類の特定

☒ 障害基礎年金受給までの流れ

☒ はじめてご相談される方への質問

☒ 年金を受け取るための3つの要件

☒ いつから？

☒ 年金額はいくら？

☒ 必要書類リスト

ご自身での準備事項 （または、手続きをされる方）

☒ 請求書類の準備

窓口で請求書類のご提出

☒ 手続きに必要な要件などのご確認

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認

☒ 説明事項のご確認

→ 日本年金機構に提出

平成27年度版

20150401: A6-01-1

お手続きカード（表紙）

障害基礎年金
お手続きカード

☒ 手続きに必要な要件などのご確認

障害基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

はじめてご相談される方への質問 [お手続きカードNo. 1,3,4,5](#)

年金を受け取るための3つの要件 [お手続きカードNo. 2,3,4,5,6](#)

☒ 年金の支給が決定された場合の受取り内容のご確認

障害基礎年金の受取り開始時期や年金額、初診日が20歳前の方向けの対応をご確認いただきます。

いつから？ [お手続きカードNo. 7,8,9,10](#)

年金額はいくら？ [お手続きカードNo. 13,14](#)

☒ 請求書類のご準備

請求書の記載方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日より待ち時間がない書類があれば、ご準備いただきます。

[必要書類リスト](#) [お手続きカード](#) [請求書等記入例](#)

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

[説明事項のご確認](#) [お手続きカードNo. 16,17](#)

平成27年度版

20150401: A6-01-3



No.1-1 はじめてご相談される方へ

☑ 障害基礎年金受給までの流れ



■ 初診日とは？

障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番最初に医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。

➡ 障-No.3

■ 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

➡ 障-No.4

■ 国民年金の障害等級とは？

障害の程度が重い方から1級および2級があり、障害の状態は障害等級表に定められています。障害者手帳の等級とは異なります。

➡ 障-No.5

No.1-2 はじめてご相談される方へ

☑ はじめてご相談される方へのご質問（障害基礎年金）

1. どなたのご相談でしょうか。
2. その方のどのようなご用件でしょうか。
3. その傷病（具体的な名称）に気づかれた経緯を教えてください。
4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは
病院の（時期）でよろしいでしょうか。
5. いまにかかっている医療機関を教えてください。

※ 審査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村よりご本人や医療機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。



No.2-1 年金を受け取るための3つの要件

初診日要件

⇒ 降-No.3

初診日において

- ・ 国民年金の被保険者である方
- または
 - ・ 60歳以上65歳未満の方
 - ・ 過去に国民年金の被保険者であった方
 - ・ 日本国内に住所を有する方
 - ・ 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない方
- または
- ・ 20歳未満である方

障害認定日要件

⇒ 降-No.4,5

障害認定日において「障害認定基準」に照らし合わせて、国民年金の障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態にあると判断された方

障害認定日において障害等級が1級または2級に該当しない場合には？

・ 事後重症による障害基礎年金

その後障害の程度が悪化し65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった場合には、65歳に達した日の前日までの間に改めて請求することができます。

⇒ 降-No.9

・ はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

新たに別の傷病（以下「基準傷病」という。）にかかり、これにより従前の障害とは別の障害が発生する場合があります。この場合、基準傷病の障害認定日以後65歳に達した日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併合してはじめて1級または2級に該当する障害の状態になったときは、その併合した障害の程度により請求することができます。

⇒ 降-No.10

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.2-2 年金を受け取るための3つの要件

保険料納付要件

⇒ 降-No.6

3分の2以上納付（原則）

- ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の期間、納付済が免除**されていた方。

※ 納付しているときみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。

例1

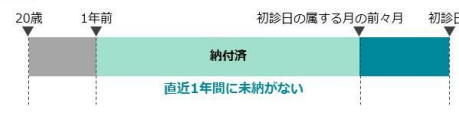


（注1）初診日が平成3年4月30日までの場合は、「初診日の属する月の前々月まで」が「初診日の月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となります。

直近1年間に未納がない（特例）

- ・ **すべてを満了する方**
 - ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注2）までの直近の**1年間に**保険料の未納がない
 - ・ 平成38年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った
 - ・ 初診日において65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日より

例2



（注2）初診日において国民年金被保険者でない方は、初診日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。





No.3-1 初診日とは？

初診日とは

初診日とは？

障害の原因となった傷病につき、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。

年金を受け取るには、初診日に国民年金に加入していることが必要です。
(20歳前傷病による場合を除く。)

年金を受け取るには、初診日の前日において、納付要件を満たしていることが必要です。

障害認定日は初診日を基準として決まります。

初診日に加入していた年金制度によって、請求できる年金が異なります。

初診日を特定できない場合、障害基礎年金を受け取ることでない場合もあります。

初診日を特定するには

1. 障害の原因となった傷病を特定する必要があります。
2. 初診日を確認できる資料が必要になります。

(注) 初診日が20歳前である、当該初診日を確認する資料が入りできない場合には、書類の方から第三者証明などにより代替が可能な場合もあります。

厚生年金に加入している間に初診日のある傷病やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

No.3-2 初診日とは？

複数の傷病の間連が大きい場合は同一の傷病として扱い、初診日を特定します。

■ 複数の傷病が同一と扱われることが多い具体例

傷病名	関係	傷病名
糖尿病	⇒	糖尿病性網膜症 糖尿病性腎症 糖尿病性神経障害 糖尿病性動脈硬化症
糸球体腎炎（ネフローゼを含む）	⇒	慢性腎不全
多発性の骨折	⇒	慢性腎不全
慢性腎炎	⇒	慢性腎不全
肝炎	⇒	肝硬変
結核	⇒	肺気腫（化学療法による副作用）
転位の必要な手術	⇒	肝炎（手術等による転位）
ステロイド投与が必要な傷病	⇒	大動脈動脈硬化性変化 （ステロイド投与による副作用）
事故による傷病	⇒	左心室梗死による精神障害
脳血管の障害	⇒	呼吸不全（肺疾患の手術のちの）
肺炎	⇒	呼吸不全（肺疾患の手術のちの）
転移性悪性新生物：がん（はじめて入った部分にかかるとの）	⇒	転移性悪性新生物：原発とされるものと組織上一致、または転移であることとを証明

■ 同一の傷病と認識しやすい傷病の具体例

傷病名	関係	傷病名
高血圧	×	脳出血
	×	脳梗塞
	×	高脂血症
近視	×	網膜剥離
	×	視神経萎縮
糖尿病	×	脳出血
	×	脳梗塞

AとB：
Aの傷にBが原因またはAとBは
相当因果関係がある。
(AがなければBは発症しない)

AとB：
AとBは相当因果関係なし

No.3-3 初診日とは？

初診日の主な具体例

状況の具体例	初診日となる日
障害の原因となった傷病について、通院がはじまった日または療養に関する指示が出た日	療養行為がはじまった日または療養に関する指示が出た日
同一の傷病で転院があった場合	→ 最初の転院または療科医師の診療を受けた日
過去の傷病が治癒し、治療の必要のない状態、同一傷病で再度発症し療養を受ける指示を受けた日	療養行為の日
療養行為が特定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても同一傷病と判断される場合（例：心筋梗死→うつ病）	対象傷病と異なる傷病名の初診日
心臓移植（心臓移植を含む）	心臓と診断された日
障害の原因となった傷病の初診時相当因果関係があること認められる傷病がある場合	最初の傷病の初診日
先天性の知的障害	出生日
日常生活や労働に支障をきたすような身体的な状態が現れはじめて診療を受けた日	出生日
先天性心疾患、網膜色素変性症など	出生日
先天性聴覚障害	出生日
・完全失明したまま生まれた場合 ・両眼失明になって両眼性失明認定が発見した場合	出生日 発見後にはじめて診療を受けた日

- ※ 複数の傷病が同時に障害になった場合は、初診日は最初の傷病の日となります
- ※ 上記はあくまで具体例であり、他の事例もあります
- ※ 初診日を確定する目安となる参考資料：(A)
- ※ 相当因果関係がある場合の参考資料：(B) [No.3-2](#)

裏面の資料をご提示いただいた場合でも必ずしも初診日が特定できるとは限りません。提示いただいた医療の資料を照らし合わせ、初診日の特定の可否を判断します。

No.3-4 初診日とは？

■ 初診日を確定する目安となる参考資料 ※ 提示が可能な資料が必要となります。

資料	確認できること	交付申請する機関など
① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	① 交付年月日、障害等級、療育手帳の種別、交付年月日、療育手帳の交付年月日、療育手帳の交付年月日	お住まいの市町村の障害福祉課 ※ 交付申請書に添付した交付申請書
② 身体障害者手帳等の申請時の医療機関の診断書	② 療育の発生年月日、療育の発生年月日、療育の発生年月日	お住まいの市町村の障害福祉課 ※ 交付申請書に添付した交付申請書
③ 生活保護、障害年金、労務療養の給付申請書の診断書	③ 療育の発生年月日、療育の発生年月日、療育の発生年月日	お住まいの市町村の障害福祉課 ※ 交付申請書に添付した交付申請書
④ 交通事故証明書	④ 交通事故が原因である場合、事故発生年月日	お住まいの市町村の障害福祉課 ※ 交付申請書に添付した交付申請書
⑤ 労務の事故証明書	⑤ 労務の発生年月日、労働環境の日誌	労働環境の日誌 ※ 交付申請書に添付した交付申請書
⑥ 事業所の健康診断の記録	⑥ 健康診断の年月日	健康診断を受けた医療機関 ※ 交付申請書に添付した交付申請書
⑦ インフォームド・コンセントによる医療行為がマニラ	⑦ 療育の発生年月日、療育の発生年月日、療育の発生年月日	インフォームド・コンセントによる医療行為がマニラ ※ 交付申請書に添付した交付申請書
⑧ 健康保険の給付記録	⑧ 初診日に係る健康保険の給付記録	初診日に加入していた健康保険組合 や健康保険協会
⑨ 医療機関の健康診断の記録	⑨ 初診日の健康診断、受診記録、診療内容	初診日に加入していた健康保険組合 や健康保険協会
電子カルテ等の記録	⑩ 初診日、診療内容、診療科目が確認されたもの	初診日の医療機関等

⑩ 初診日を確定する目安となる参考資料 ※ 提示が可能な資料が必要となります。

No.3-2 初診日とは？

複数の傷病の関連が大きい場合は同一の傷病として扱い、初診日を特定します。

■ 複数の傷病が同一と扱われることが多い具体例

傷病名	関係	傷病名
糖尿病	⇒	糖尿病性網膜症
		糖尿病性腎症
		糖尿病性壊疽（糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉鎖症）
糸球体腎炎（ネフローゼを含む）	⇒	慢性腎不全
多発性のう胞腎		
慢性腎炎	⇒	肝硬変
肝炎		
結核	⇒	聴覚障害（化学療法の副作用）
輸血の必要な手術	⇒	肝炎（手術等による輸血）
ステロイド投薬が必要な傷病	⇒	大腿骨頭無腐性壊死（ステロイド投薬による副作用）
事故による傷病	⇒	左記傷病による精神障害
脳血管の傷病		
肺疾患	⇒	呼吸不全（肺疾患の手術ののち）
転移性悪性新生物：がん（はじめてなった部分にかかるもの）		
	⇒	転移性悪性新生物：原発とされるものと組織上一致、または転移であることを確認

■ 同一の傷病と間違えやすい傷病の具体例

傷病名	関係	傷病名
高血圧	×	脳出血
		脳梗塞
		黄斑部変性
近視	×	網膜剥離
		視神経萎縮
糖尿病	×	脳出血
		脳梗塞

A⇒B：

Aの後にBが発症またはAとBは相当因果関係がある。

（A病がなければB病は発症しない）

A×B：

AとBは相当因果関係なし



No.3-3 初診日とは？

☒ 初診日の主な具体例

状況の具体例	初診日となる日
障害の原因となった傷病について、現在かかっている医師または歯科医師にはじめて診療を受けた場合	治療行為または療養に関する指示があった日
同一の傷病で転医があった場合	一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日
過去の傷病が治癒し（社会復帰し、治療の必要のない状態）、同一傷病で再度発症している場合	再度発症し医師または歯科医師の診療を受けた日
健康診断で異常が発見され療養に関する指示を受けた場合	健康診断日
傷病名が特定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても同一傷病と判断される場合（例：心因反応→うつ病）	対象傷病と異なる傷病名の初診日
じん肺症（じん肺結核を含む）	じん肺と診断された日
障害の原因となった傷病の前に相当程度因果関係があると認められる傷病がある場合	最初の傷病の初診日
先天性の知的障害	出生日
先天性心疾患、網膜色素変性症など	日常生活や労働に支障をきたすような具体的な症状が現れはじめて診療を受けた日
先天性股関節脱臼	
・完全脱臼したまま生育した場合 ・青年期以後になって変形性股関節症が発症した場合	出生日 発症後にはじめて診療を受けた日

※ 複数の傷病が関連して障害になった場合は、初診日は前の傷病のものとなります

※ 上記はあくまで具体例であり、他の事例もあります

※ 初診日を確認する目安となる参考資料：裏面

※ 相当因果関係がある場合の参考資料：  障-No.3-2

裏面の資料をご提示いただいた場合でも必ずしも初診日が特定できるとは限りません。提示いただいた複数の資料を照らし合わせ、初診日の特定の可否を判断します。



No.3-4 初診日とは？

■ 初診日を確認する目安となる参考資料 ※ 提示が可能な複数の資料が必要となります。

書類	確認できること	交付申請する機関など
① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等	お住まいの市町村の福祉課等
② 身体障害者手帳等の申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、傷病の経過等	● お住まいの市町村の福祉課等 ● 診断書を書いてもらった医療機関
③ 生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、傷病の経過等	診断書を出した生命保険会社等
④ 交通事故証明書	交通事故が原因である場合、事故発生日	● 最寄りの自動車安全運転センター ● 警察署
⑤ 労災の事故証明書	事故発生日、療養開始日等	労働基準監督署
⑥ 事業所の健康診断の記録	健康診断の受診日	● 勤務先 ● 健康診断を受けた医療機関
⑦ インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー	傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等	インフォームド・コンセントによる医療情報サマリーを発行した医療機関
⑧ 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）	初診日に係る健康保険の給付記録	初診日に加入していた健康保険組合や健康保険協会
⑨ 次の受診医療機関への紹介状	前医の医療機関名、受診機関、診療内容等	紹介状を書いてもらった医療機関
⑩ 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）	初診日、診療科、傷病名	初診日の医療機関等
⑪ お薬手帳、糖尿病手帳、領収証、診察券（可能な限り診察日や診療科がわかるもの）	● お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ● 糖尿病手帳：手帳を発行した医療機関：血糖値などの検査数値 ● 領収証：受診日、診療科等 ● 診察券：発行日（受診日）、診療科等	● お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ● 糖尿病手帳：手帳を発行した医療機関 ● 領収証：初診日の医療機関等 ● 診察券：初診日の医療機関等
⑫ 療養の第三者証明 ※ 20歳前の障害基礎年金に限る	初診日が20歳前であること	初診日を証明することができる第三者



No.4-1 障害認定日とは？

☑ 障害認定日とは

障害認定日とは？

障害認定日とは？

障害の程度の認定を行う基準日のこと

障害認定日がなぜ大切？

障害認定日の障害の程度が審査対象になるため

- 請求する傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日
または
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合には、その傷病が治った日

「治った日」には、症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態になった日（症状固定日）が含まれます。

裏面は治った日（症状固定日）の具体的な事例を挙げたものであり、個々の状況に応じて障害認定日が決定されます。

障害認定日における障害の程度については、日本年金機構の障害認定審査医員が専門的知見に立って審査を実施します。

障害認定日

No.4-2 障害認定日とは？

■ 治った日（症状固定日）に該当する事例

障害	施術	障害認定日
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日
肢体	人工関節、人工関節を挿入置換	挿入置換日
	切断または離断による肢体の障害	切断または離断日 (障害手当金は創面治癒日)
	脳血管障害による機能障害	初診日から 6ヵ月を経過した日以後
呼吸	在宅酸素療法	開始日（常時使用の場合）
循環器 (心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、 植え込み型除細動器（ICD）	装着日
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日または装着日
	CRT（心臓再同期医療機器）、 CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により 人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換日
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して 3ヵ月を経過した日
その他	人工肛門造設、尿路変更術、新膀胱造設	造設日または手術日 (平成27年度改正予定)
	遷延性植物状態 (遷延性意識障害)	その状態に至った日から起算して3ヵ月を経過した日以後



No.5-1 国民年金の障害等級表

☒ 障害等級表

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

程度	号	障害	障害の状態
1級	1	眼	・両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	上肢	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	下肢	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
	5	体幹・脊髄	・体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がる事ができない程度の障害を有するもの
	6	体幹・脊髄／脳・神経系統／呼吸疾患／心疾患／腎疾患／肝疾患／血液・造血器疾患／代謝疾患／悪性新生物／高血圧症／その他の疾患	・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	7	精神	・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	8	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害者手帳

No.5-2 国民年金の障害等級表

程度	号	障害	障害の状態
2級	1	眼	・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能	・平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃく	・そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語障害	・音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	上肢	・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指を欠くもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	7	下肢	・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹・脊髄	・体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	9	眼／聴覚／上肢／下肢／体幹／脊髄／脳・神経系統／呼吸疾患／心疾患／腎疾患／肝疾患／血液・造血器疾患／代謝疾患／悪性新生物／高血圧症／その他の疾患	・前各号に掲げるもののほか身体の機能の障害、または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	10	精神	・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



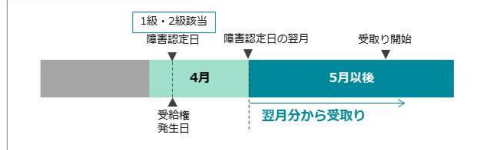
No.7-1 いつから受け取れる？

☑ 障害認定日による障害基礎年金（原則）

➡ 障-No.8

障害認定日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例1：障害認定日が4月の場合



5年以内の分のみの受取り

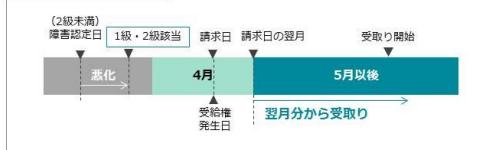
障害認定日から5年を過ぎている場合は、請求日から5年より前の分は時効により受け取ることができません。
また、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」の添付が必要となります。

☑ 事後重症による障害基礎年金

➡ 障-No.9

請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例2：請求日が4月の場合



65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）までに請求することが必要です。
請求が遅くなると受取り開始時期が遅くなります。

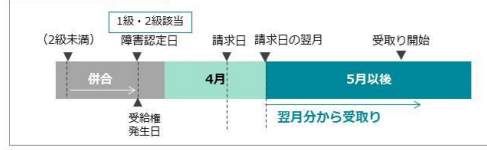
No.7-2 いつから受け取れる？

☑ はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

➡ 障-No.10

請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例3：請求日が4月の場合



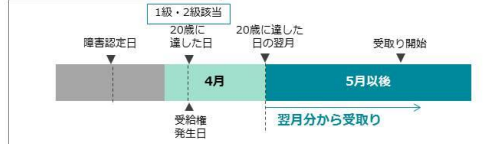
・障害認定日に1級・2級に該当していない場合は、65歳に達した日の前日までに1級・2級に該当することが必要です。
請求が遅くなると受取り開始時期が遅くなります。

☑ 20歳前の傷病による障害基礎年金

➡ 障-No.11

20歳に達した日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例4：20歳に達した日が4月の場合



障害認定日が20歳誕生日以後にある場合は、障害認定日による障害基礎年金（原則）と受取り開始時期が同じになります。20歳誕生日の前日における障害の程度が悪化した場合には、事後重症による障害基礎年金を受け取ることができます。

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

20歳に達した日＝20歳の誕生日の前日



No.8-1 障害認定日による障害基礎年金（原則）

✓ 年金の受取りに必要な要件

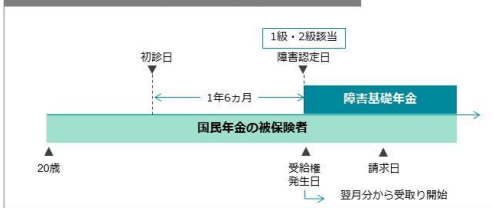
年金を受け取るための3つの要件をすべて満たす必要があります。

➡ 障-No.2

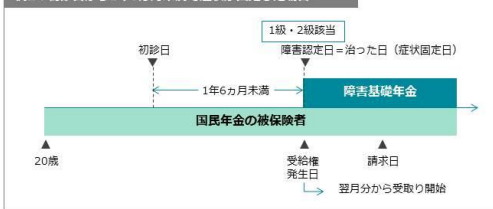
✓ 受取り開始時期

障害認定日が受給権発生日となり障害認定日が属する月の翌月分から障害基礎年金を受け取ることができます。

例1：初診日から1年6ヵ月後が障害認定日である場合



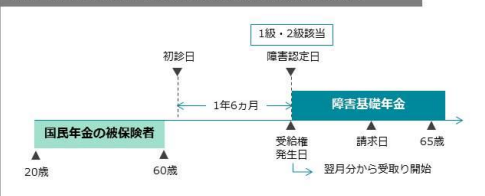
例2：初診日から1年6ヵ月未満で症状が固定した場合



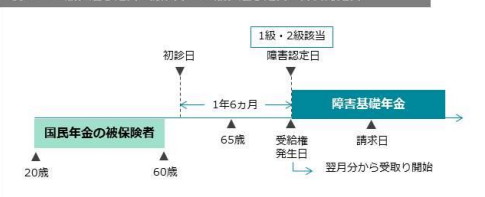
原則

No.8-2 障害認定日による障害基礎年金（原則）

例3：60歳に達した日≦初診日<障害認定日<65歳に達した日



例4：60歳に達した日≦初診日<65歳に達した日<障害認定日



60歳に達した日=60歳の誕生日の前日

65歳に達した日=65歳の誕生日の前日



No.9-1 事後重症による障害基礎年金

✓ 年金の受取りに必要な要件

年金を受け取るための3つの要件のうち、障害認定日要件を満たさなかった方が、その後障害の程度が悪化した場合には、請求することにより受取りが可能となります。

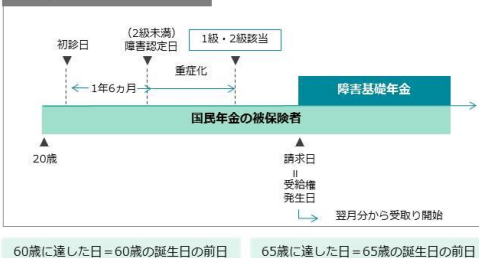
次の要件を**すべて**満たす必要があります。

- ・ 請求日において65歳に達した日の前日以前である。
- ・ 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
- ・ 初診日要件と保険料納付要件を満たしている。
- ・ 障害認定日における障害の程度が悪化し、65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

✓ 受取り開始時期

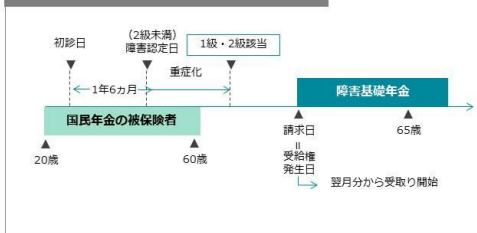
請求日の受付日（65歳前）が受給権発生日となり、**請求日が属する月の翌月分**から受け取ることができます。

例1：請求日＜60歳に達した日



No.9-2 事後重症による障害基礎年金

例2：60歳に達した日≦請求日＜65歳に達した日



No.10-1 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

年金の受取りに必要な要件

従来から障害等級1級または2級に該当しない程度の障害の状態にある方が新たに別の傷病（以下「基準傷病」という。）にかかった場合には、請求することにより受取りが可能となります。

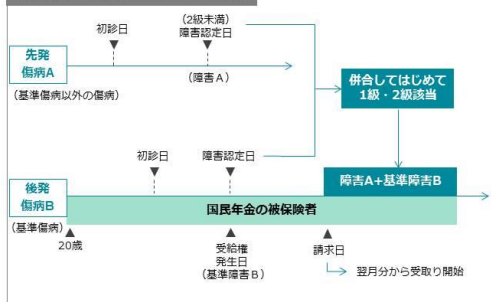
次の要件を**すべて**満たす必要があります。

- ・基準傷病以外の傷病により、障害等級1級または2級に該当しない程度の障害の状態にある。
- ・基準傷病にかかる初診日が、基準傷病以外の傷病の初診日以後である。
- ・基準傷病について、初診日要件と保険料納付要件を満たしている。
- ・基準傷病にかかる障害認定日以後65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日まで、その他の障害とを併合した障害の状態が、はじめて障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある。

受取り開始時期

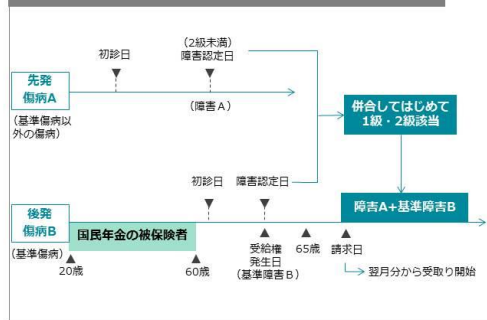
はじめて1級または2級に該当する程度の障害の状態を確認できた日が受給権発生日となりますが、受取り開始は**請求日が属する月の翌月分**からとなります。

例1：初診日において国民年金の被保険者



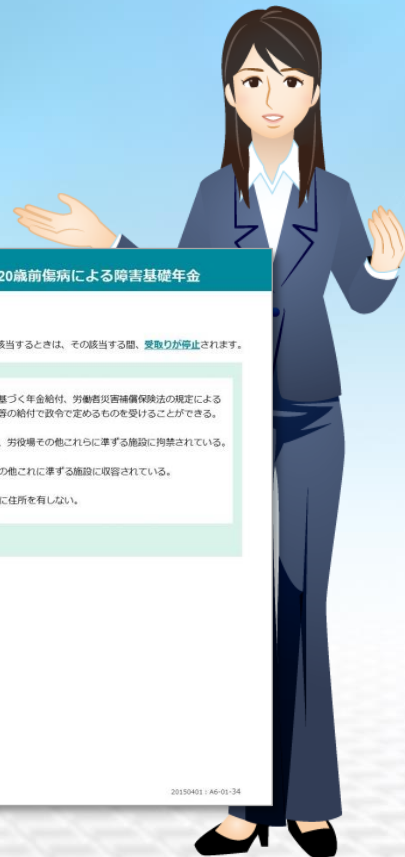
No.10-2 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

例2：初診日において60歳以上65歳未満



- ※ 65歳以後でも請求は可能です。
- ※ 老齢基礎年金を繰上げ請求している場合には、請求できないことがあります。
- ※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。





No.11-1 20歳前傷病による障害基礎年金

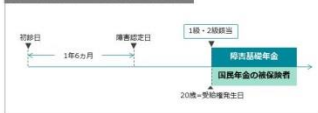
✓ 障害認定日による障害基礎年金

- 要件 ※ 障害認定日の要件は不要
次の要件をすべて満たす必要があります。
- ・ 20歳に達した日より前に初診日がある。
 - ・ 障害認定日（注1）において障害等級1級または2級。
 - （注1） 障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日。

受取開始時期

「20歳に達した日」または「障害認定日」のいずれか遅い日の属する月の翌月分
から受け取ることができます。

例1：障害認定日が20歳に達した日以後の場合



例2：障害認定日が20歳誕生日以後の場合



平成27年度版

20150401 / A6-01-31

No.11-2 20歳前傷病による障害基礎年金

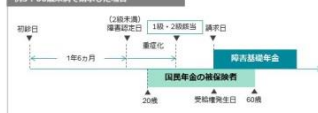
✓ 事後重症による障害基礎年金

- 要件 ※ 障害認定日の要件は不要
20歳に達した日より前に初診日があり、障害認定日事件を満たさなかった方が、その障害の程度が悪化した場合には、請求することにより受取りが可能となります。
- 次の要件をすべて満たす必要があります。
- ・ 請求日において65歳に達した日の前日以前である。
 - ・ 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
 - ・ 障害認定日にあける障害の程度が悪化し、65歳誕生日の前々月までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

受取開始時期

請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例3：60歳未満で請求した場合



例4：60歳以上65歳未満で請求した場合



20歳に達した日＝20歳の誕生日の前日 65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

平成27年度版

20150401 / A6-01-32

No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金

✓ 所得制限

本人の**前年所得**が制限額を超えたときは、その年の8月から1年間、全額または半額の受取りが停止されます。

※ 扶養する方の年齢や人数により制限額が変わります。

【20歳前の障害基礎年金の所得制限額（以下の金額を超えると支給制限）】

扶養家族なし	扶養家族あり
金額 4,621,000円	扶養家族1人あたり加算額
金額 3,604,000円	70歳以上 +480,000円
	16歳以上23歳未満 +630,000円
	それ以外 +380,000円
	70歳以上 +480,000円
	16歳以上23歳未満 +630,000円
	それ以外 +380,000円

※ 前年の12月31日現在の年齢

※ 20歳前傷病による障害基礎年金受給の場合、
所得状況属を**年1回・毎年7月31日までに提出**し続ける必要があります。
提出しないと年金の受取りが一時的に停止されます。

平成27年度版

20150401 / A6-01-33

No.11-4 20歳前傷病による障害基礎年金

✓ その他

次の**いずれか**に該当するときは、その該当する間、**受取りが停止**されます。

- ・ 遺給法に基づく年金給付、労働者災害補償保険法の規定による年金給付等の給付で政令で定めるものを受け取ることができる。
- ・ 刑事施設、労務所その他これらに準ずる施設に拘禁されている。
- ・ 少年院その他これに準ずる施設に収容されている。
- ・ 日本国内に住所を有しない。

平成27年度版

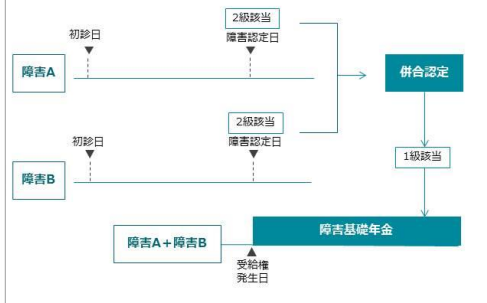
20150401 / A6-01-34

No.12-1 2つ以上の障害の状態になったとき

☑ 障害認定日において障害が2つ以上ある場合

障害認定日において、複数の障害を併せた障害の程度によって国民年金の障害等級を認定できる場合があります。

例1：障害認定日において、認定の対象となる障害が2つ以上ある場合



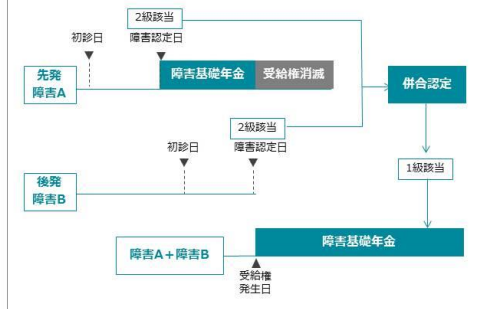
※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。
ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。

No.12-2 2つ以上の障害の状態になったとき

☑ 新たに2つ以上の障害の状態になったとき

障害基礎年金の受給権者に、さらに障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、後の障害を認定する日に前後の障害をあわせた障害の程度によって国民年金の障害等級が定められ、新たな障害基礎年金を受け取るようになります。

例2：新たに2つ以上の障害の状態になった場合



※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。
ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。



No.13-1 いくら？ - 年金額の計算 -



年金額（平成27年度の額）

【1級】年額**975,100円**（月額81,258円）

【2級】年額**780,100円**（月額65,008円）



子の加算額

- ※ 偶数月に前月分までの2ヵ月分が支給されます。
- ※ 1級の975,100円は2級の780,100円の1.25倍の金額です。
- ※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

2人	【1級】 975,100円	449,000円	1,424,100円（118,675円）
3人		523,800円	1,498,900円（124,908円）
4人目以後		1人につき74,800円が加算	

2 級の場合

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	【2級】 780,100円	224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人		449,000円	1,229,100円（102,425円）
3人		523,800円	1,303,900円（108,658円）
4人目以後		1人につき74,800円が加算	

年金額



No.14-1 子の加算とは？

☑ 子とは

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持する子が加算の対象となります。
子は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・ **18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）**
- ・ **国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）**

☑ 「生計を維持する」とは

本人と子が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的には**次の要件を共に満たす必要**があります。

生計同一
要件
いずれか

- ① 子と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 子と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 子と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - (i) 子に対して生活費、療養費等の経済的な援助を行っていること
 - (ii) 子との間に定期的に通信、訪問があること

かつ

収入要件
いずれか

- ① 子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
- ② 子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
- ③ 子に一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により現に収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満であると認められること

子の加算

No.14-2 子の加算とは？

☑ 子の加算額

年金額のうち子の加算額については、**子の状況の変化により増減**します。

受給権者が
子をもったとき

受給権が発生した日の翌日以後に、加算対象となる**子をもったとき**は、その日の属する月の翌月から、**加算額が増額改定**されます。

- ① 子を出産したとき
- ② 養子縁組をしたとき

加算対象の
子の状況に変化

下記の状況の**いずれかに該当**したときは、その翌月から**加算額が減額**されます。

- ① 亡くなられたとき
- ② 受給権者による生計維持の状況がやんだとき
- ③ 婚姻をしたとき
- ④ 受給権者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 離縁によって、受給権者の子でなくなったとき
- ⑥ 18歳到達年度の末日を終了したとき
（1級、2級の障害の子は20歳に達したとき）
- ⑦ 18歳到達年度の末日を終了後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき

子の状況が変化した場合、**届出が必要**になります。



No.15-1 交通事故等による障害の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

☑ 受け取れなくなるケース

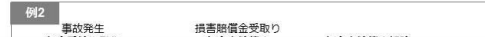
年金支給の停止は、事故発生日からです。

停止期間

1. 損害賠償金受取り後に障害基礎年金の受取りが開始した場合
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



2. 障害基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金受取りがあった場合
損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。
その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。



☑ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

慰謝料、医療費などは対象外です。



Guide ～お手続きガイド解説～

學成21年禮

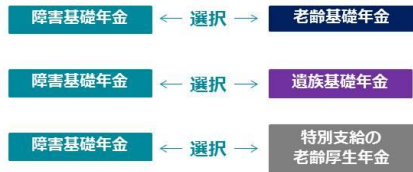
No.17-1 受取りはじめたら

☑ 障害基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

障害基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や遺族基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給権選択申出書」を提出してください。

(例)



なお、障害基礎年金を受けている方が、「老齢基礎年金と老齢厚生年金」を受けられるようになったときは、障害基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、65歳以後、障害基礎年金と老齢厚生年金をあわせて受けることができます。また、この特例は「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けられる方にも適用されます。

(例)



No.17-2 受取りはじめたら

☑ 受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

障害の程度が変わったときは、日本年金機構の審査や受給権者の請求により、年金額が改定されます。

障害が重くなったとき



- ・受給権者が改定の請求を行う場合は、「障害基礎年金の受給権発生日」または「日本年金機構の審査を受けた日」から1年を経過した日後でなければ、改定の請求ができませんでしたが、明らかに障害の程度が重くなったときは、1年を経過しなくても請求できるようになりました。
- ・改定請求のあった月の翌月分から年金を受け取れます。

障害の程度が2級より軽くなったとき



- ・2級より軽くなっている期間について障害基礎年金の受取りを停止されます。
- ・再び2級以上になった場合に申請、審査により年金の受取りが再開されます。

- ・厚生労働省令で定められている1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合とは、受給権を取得した日、または障害の程度の審査を受けた日のどちらか遅い日より後に、該当した場合に限ります。



障害基礎年金

障害基礎年金 お手続きガイド

窓口におけるご確認事項

☒ 申請に必要な手続き書類の特定

☐ 障害基礎年金受給までの流れ

☒ はじめてご相談される方へのご質問

☒ 年金を受け取るための3つの要件

☒ いつから？

☒ 年金額はいくら？

☒ 必要書類リスト

ご自身でのご準備事項 (または、手続きをされる方)

☒ 請求書類のご準備

窓口で請求書類のご提出

☒ 手続きに必要な要件などの確認

☒ 請求書類のご提出と重要事項の確認

☒ 説明事項のご確認

→ 日本年金機構に提出



はじめてご相談される方へのご質問 (障害基礎年金)

1. どなたのご相談でしょうか。

2. その方のどのようなご用件でしょうか。

3. その傷病 (具体的な名称) に気づかれた経緯を教えてください。

4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは
病 院 の (時期) でよろしいでしょうか。

5. いまにかかっている医療機関を教えてください。

※ 審査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村より
ご本人や医療機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。